

山梨県公報

号外第三十五号

平成二十三年

三月三十一日

木 曜 日

目 次

人事委員会

- 一 職員に関する規則の一部を改正する規則
- 二 山梨県職員給与に関する規則の一部を改正する規則
- 三 山梨県学校職員給与に関する規則の一部を改正する規則
- 三 寒冷地手当支給規則の一部を改正する規則
- 三 特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則
- 三 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則

人事委員会

山梨県人事委員会規則第十一号

職員に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十三年三月三十一日

山梨県人事委員会

委員長 小 澤 義 彦

職員に関する規則の一部を改正する規則

職員に関する規則(昭和五十九年山梨県人事委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

「専門試験(五肢
選択)」

人物試験

人物試験

論文

身体検査

「専門試験(五肢
選択)」

人物試験

人物試験

論文

身体検査(人事
委員会が必要と
認める試験職種

に改め、

別表第二職員採用上級試験の部中

別表第一民間企業等職務経験者職員採用試験の部中 「論文」を「論文」に改め、
身体検査」

「論文」を「論文」に改め、同表職員採用中級試験の部及び職員採用初級試験の部中 「作文」を「作文」に改め、同表資格免許職員採用試験の部を次のように改める。

資格免許職員採用試験	臨床検査技師	主として臨床検査に関する知識・技術又はその能力を必要とする業務に従事することを職務とする職	教養試験 人物試験 人物試験 作文 資格調査
	理学療法士	主として理学療法に関する知識・技術又はその能力を必要とする業務に従事することを職務とする職	
	作業療法士	主として作業療法に関する知識・技術又はその能力を必要とする業務に従事することを職務とする職	
	歯科衛生士	主として歯科衛生に関する知識・技術又はその能力を必要とする業務に従事することを職務とする職	

に限る。)

同表小中学校事務職員採用試験の部及び小中学校栄養職員採用試験の部中「**作文**」を「**身体検査**」が必要と認める試験職種に限る。」を加える。

別表第四職員採用上級試験の項第一号中「以上満三十五歳未満」の下に「薬剤師の試験職種にあつては満二十三歳以上満三十五歳未満」を加え、同項第二号中「未満の者」の下に「(薬剤師の試験職種にあつては、満二十三歳未満の者)」を加え、同表資格免許職員採用試験の項中

診療放射線技師	診療放射線技師の免許
臨床検査技師	臨床検査技師の免許
衛生検査技師	衛生検査技師の免許
臨床工学技師	臨床工学技師の免許

検査技師 臨床検査技師の免許

作業療法士 作業療法士の免許

別表第六の一の表中歯科技工士の項及びあん摩マッサージ指圧師 はり師 きゆう師 柔道整復師の項を削り、助産師 看護師 准看護師の項を次のように改める。

看護師	保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三号)による看護師の免許
-----	------------------------------------

別表第七中第六号及び第七号を削り、第八号を第六号とし、第九号を第七号とする。別表第八中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、第七号を第六号とする。

附則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

山梨県人事委員会規則第十二号

山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成二十三年三月三十一日

山梨県人事委員会
委員長 小澤 義彦

山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則
山梨県職員の給与に関する規則(昭和三十三年山梨県人事委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

別表第十二知事の事務部局の部本庁の項中「知事政策局長」を「局長」に、

知事補佐官	二種(人事委員会が認める者)にあつては
理事	三種(人事委員会が認める者)にあつては

地室長 局長を「出納局長」に、
理事

「部(室)付主幹」を「部(局)付主幹」に、「**工事施工管理監**」を「**防災対策専門監**」に、「**首都圏広報推進監**」を「**土砂災害対策監**」に、

「**工事施工管理監**」に、「**学術調査指導官**」を「**世界遺産推進監**」に、「**立地推進**」を「**税務徴収企画監**」に、「**職業能力開発**」を「**運航管理監**」に、

監 発監 を「**立地推進監**」に改め、同部東京事務所の項中

次 長	六種(人事委員会が認める者)にあつては五種)	に改め、同部中北
企画推進幹	七種(人事委員会が認める者)にあつては六種)	

地域防災センターの項中「**地域防災幹**」を「**工事検査幹**」に、「**財務審査幹**」を「**地域防災幹**」に改め、同部峡東地域県民センターの項、峡南地域県民センターの項及び富士審査幹

・東部地域県民センターの項中 「次長」 を「次長」に、「財務審査幹」を「地域防災幹」に改め、同部県民生活センターの項中「四種」を「四種（人事委員会が認める審査幹）」に改め、同部甲陽学園の項の次に次のように加える。

このころの発達総合支援センター	所長	五種
	次長	七種

別表第十二知事の事務部局の部中部横断自動車道用地事務所の項を中部横断自動車道推進事務所の項とする。

附則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

山梨県人事委員会規則第十三号

山梨県学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十三年三月三十一日

山梨県人事委員会
委員長 小澤 義彦

山梨県学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

山梨県学校職員の給与に関する規則（昭和三十二年山梨県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

別表第八の一級の項中「甲東小学校和見分校」を「上野原西小学校和見分校」に、

道志中学校 — 南都留郡道志村
 道志小学校 — 南都留郡富士河口湖町精進
 上九一色中学校 — 南都留郡富士河口湖町本栖

」に改める。

附則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

山梨県人事委員会規則第十四号

寒冷地手当支給規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十三年三月三十一日

山梨県人事委員会
委員長 小澤 義彦

寒冷地手当支給規則の一部を改正する規則
 寒冷地手当支給規則（昭和三十九年山梨県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「千曲市」を「佐久市」に改める。

附則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

山梨県人事委員会規則第十五号

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十三年三月三十一日

山梨県人事委員会
委員長 小澤 義彦

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則
 特殊勤務手当に関する規則（昭和四十六年山梨県人事委員会規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「都留児童相談所」の下に、「このころの発達総合支援センター」を加える。

第五条第二項の表中「中央児童相談所」を「都留児童相談所」に改める。

第三十二条の十第一項第三号中「刑事調査官」を「検視官」に改める。

附則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

山梨県人事委員会規則第十六号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十三年三月三十一日

山梨県人事委員会
委員長 小澤 義彦

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の特遇等に関する規則（昭和六十三年山梨県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第三条の見出し中「給与の特例」を「給与」に改め、同条第一項を次のように定める。

一般の派遣職員（条例第四条に規定する一般の派遣職員をいう。以下同じ。）の派遣の期間中の給与は、その派遣先の勤務に対して報酬（報酬、賃金、給料、俸給、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、派遣先の勤務の対償として受けるすべてのものをいい、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当に相当するものを除く。以下同じ。）が支給されない場合又はその派遣先の勤務に対して支給される報酬の年額（以下「報酬年額」という。）が、外務公務員俸給等相当年額（当該派遣の期間の初日（以下「派遣の日」という。）の前日における当該一般の派遣職員の給料及び扶養手当（当該一般の派遣職員が派遣の日の属する月の初日から派遣先の機関の所在する国に所在する大使館に勤務する外務公務員（以下「所在国勤務の外務公務員」という。）であるとした場合に在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号。以下「外務公務員給与法」という。）の規定により配偶者手当が支給されることとなる職員については、配偶者に係る分を除く。）の月額を基礎として算定される給料、扶養手当、期末手当及び勤勉手当の年額と当該一般の派遣職員が派遣の日の属する月の初日から所在国勤務の外務公務員であるとした場合に外務公務員給与法の規定により支給されることとなる在勤基本手当、住居手当及び配偶者手当の年額の合計額をいう。以下同じ。）に満たない場合は、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれに百分の百以内を乗じて得た額とする。

第三条第五項を同条第七項とし、同条第四項中「前三項」を「前五項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項を同条第五項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「月額」を「年額」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の規定による給与の額の計算の基礎となる支給割合を決定するに当たっては、決定された支給割合により支給されることとなる給与の年額が、外務公務員俸給等相当年額から報酬年額を減じた額（派遣先の勤務に対して報酬が支給されない場合にあつては、外務公務員俸給等相当年額）を超えてはならない。

3 外務公務員俸給等相当年額の算定に当たつては、一般の派遣職員が、山梨県職員給与条例（昭和二十七年山梨県条例第三十九号）第八条の五第一項、山梨県学校職員給与条例（昭和二十七年山梨県条例第四十号）第八条第一項又は山梨県警察職員給与条例（昭和二十九年山梨県条例第四十三号）第八条の四第一項の規定により標準号給数（それぞれ同条第二項に規定する人事委員会規則で定める基準において当該一般の派

遣職員に係る標準となる号給数をいう。）を昇給するものとし、期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和三十八年山梨県人事委員会規則第二十二号）第十三条第一項第三号に掲げる職員であるものとする。

第三条に次の一項を加える。

8 第一項、第六項及び前項の規定による給与の額の計算の基礎となる支給割合は、百分の一未満の端数があつてはならないものとする。

附則
この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。